

【農地転用許可申請に係る添付書類】

ア 共通の添付書類

チェック	書類の種類	書類の内容等	備 考
☐	許可申請申込書		1 部提出 捺印を押印してください
☐	許可申請書		正本 1 部、副本 2 部提出 捺印・契印を押印してください
☐	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	3 か月以内に交付されたもの
☐	公図の写し等	土地の地番を表示する図面	申請地を赤で囲む 周辺土地の地目を記入する
☐	位置図（縮尺 1/10,000 ～1/50,000）	申請地周辺の土地利用状況が確認 できるもの	申請地を赤で囲む
☐	配置図（縮尺 1/500 ～1/2,000）	申請地に建設しようとする建物又は施 設の面積、位置、形状施設間の 距離が確認できるもの	
☐	申請地付近の現況を 示す図面	住宅地図の写し等	申請地を赤で囲む
☐	土地利用計画図	建物又は施設を建設する場合には建物 平面図	
☐	資金証明書（預金残高 証明書、融資証明書）	転用事業の全てを実施する資金を準備 していることが確認できるもの	
☐	誓約書		

イ 法人による申請の場合に必要な添付書類

チェック	書類の種類	書類の内容等	備 考
☐	法人の登記事項証明書		3 か月以内に交付されたもの

ウ 一時転用申請の場合に必要な添付書類

チェック	書類の種類	書類の内容等	備 考
☐	農地復元に関する誓約書		
☐	工事工程表		
☐	農地の復元に関する 土地所有者との契約書 又は同意書の写し		砂利採取事業の場合に必要な

エ 井水土地改良区域内の転用申請の場合に必要な添付書類

チェック	書類の種類	書類の内容等	備 考
☐	農地転用協議済書 又は農地転用決議書等	土地改良区によって様式が異なる (席田井水土地改良区 058-322-3360 本巣土地改良区事務所 058-324-5123)	土地改良区へ農地転用申出書 を提出し、協議済書等をもら う

オ 前記のほか、該当する場合に必要な添付書類

チェック	書類の種類	必要な場合	備 考
☐	所有者の同意があったことを証する書面	所有権以外の権限に基づいて申請する場合	
☐	耕作者の同意があったことを証する書面	地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合	
☐	他法令による許可、認可、関係機関の議決等があったことを証する書面	他法令の規程による許可、認可、関係機関との協議を完了している場合	申請書にも記載すること
☐	水利権者、漁業権者等の同意があったことを証する書面	当該事業に関連する取水、排水について、水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合	
☐	土地所有者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し	土地登記簿上の所有者の住所が現住所と異なる場合	
☐	譲受人の住民票の写し又は戸籍の附票の写し	譲受人が市外の場合	
☐	農地取得後 3 年未満で転用を行うことについての理由書	農地取得後 3 年未経過の農地を転用しようとする場合	
☐	①相続を証する書面（戸籍謄本）（必須） ②他の相続人の相続放棄を証する書面 ③相続分不存在証明書 ④相続関係説明図（必須）	相続登記未済の場合	
☐	地積測量図等	一筆のうち一部を転用する場合	
☐	貸主が特定できる書類（契約書の写し）	転用目的が貸駐車場、貸資材置場等の貸すことを前提とした施設である場合	
☐	転用事業者と土地購入者との間における売買契約の契約書案	転用目的が建築条件付売買予定地の場合	一定期間内に建築請負契約を締結しない場合に、契約が解除されることを記載すること
☐	事業計画認定申請書の写し	太陽光発電設備の場合	
☐	代替地の検討調書	第 3 種農地でない場合	明らかでない場合は添付すること
☐	隣地承諾書	隣地が農地である場合	当該農地が貸地である場合は、借人の意向も踏まえた同意
☐	始末書	申請地の農地性が失われている場合	違反転用の時期、状況の詳細及び原因者を記載すること

※その他、必要に応じて参考書類の提出を求める場合があります。

※他法令の許可が必要な案件（県開発許可、森林法、河川法、市開発許可^{註 1}等）については、他法令の許可がなされてから農地転用許可がありますのでご注意ください。

注 1：1,000 m²を超える転用事業については市の開発許可が必要となります。